

令和 7 年度
定期監査結果報告書

令和 8 年 1 月 27 日

北見地区消防組合監査委員

令和7年度定期監査結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、北見地区消防組合監査基準（令和2年消防監査委員訓令第1号）に準拠し、次のとおり定期監査を実施した。

1 監査の期間

令和7年11月25日（火）から令和8年1月14日（水）まで
(現地監査は、令和8年1月14日（水）に実施)

2 監査の主眼及び方法

令和7年4月から10月までに執行された財務に関する事務事業が予算及び関係法令等に基づき、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とした。

収入では調定・収納事務等、支出では予算の執行状況全般のほか、現金取扱事務（資金前渡金の精算処理を含む。）、契約に係る一連の事務などについて、抽出により諸帳票等の書面審査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。併せて、施設整備や現金管理などの状況について、端野支署、常呂支署、消防本部及び消防署を対象に現地監査を実施した。

また、職員が事務を担っている財政援助団体については、令和6年度の出納及びこれに関する事務の執行について監査を実施した。

3 監査の結果

財務に関する事務について、関係書類の照合及び職員からの説明聴取並びに現地での実査による監査を行った結果、事務処理については、おおむね適正であったが、一部に次のような是正又は改善を要する事項がみられた。

○時間外勤務命令について

時間外勤務手当の支給について一部誤りが見受けられたので、適正な事務処理を徹底されたい。

財政援助団体については、北見地域救急医療対策協議会を対象団体として令和6年度の出納及びこれに関連する事務の執行について、関係書類の審査及び職員からの説明聴取による監査を行った結果、適正に事務が行われていることを確認した。